

# 福井県報

第 95 号  
令和 2 年  
5月26日(火)  
火曜日発行

— 目 次 —

(※は、県例規集登載事項)

### 規 則

※福井県事務委任規則の一部を改正する規則(三五・人事課)……………二

### 告 示

○公印の改刻および廃止(二二二・情報公開・法制課)……………一〇

○肥料の検査結果の公表(二二三・流通販売課)……………一〇

○土地改良区の定款変更の認可(二二四・福井農林総合事務所)……………一一

○土地改良区の定款変更の認可(二二五・奥越農林総合事務所)……………一一

○道路の区域の変更(二一六・道路保全課)……………一一

○電線共同溝を整備すべき道路の指定(二二七・同)……………一一

※急傾斜地崩壊危険区域の指定(二一八・砂防防災課)……………一二

※水防警報を行う河川の指定の一部改正(二一九・同)……………一二

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(二件・県民活躍課)……………一三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(統計

情報課)……………一四

○大規模小売店舗立地法の規定による意見(産業政策課)……………一五

○土地改良区の役員の退任(二件・福井農林総合事務所)……………一六

○土地改良区の役員の就任(二件・同)……………一六

○土地改良区の役員の就任(奥越農林総合事務所)……………一七

○県営土地改良事業の完了(嶺南振興局)……………一七

○公共測量の実施(土木管理課)……………一七

### 選挙管理委員会告示

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(三〇)……………一七

○政治団体の解散の届出(三一)……………一八

○個人演説会等の施設の指定の取り消し(三二)……………一八

### 公安委員会規則

※猟銃等講習会の実施に関する規則を廃止する規則(五・生活環境課)……………一八

規則

福井県事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和二年五月二十六日

福井県知事 杉本 達治  
福井県規則第三十五号

福井県事務委任規則の一部を改正する規則

福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第六条関係) 嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	別表第二(第六条関係) 嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	出先機関の長 (略)	出先機関の長 (略)
健康福祉センター (略)	健康福祉センター (略)	保健所長 (略)	保健所長 (略)
<p>(健康福祉部保健予防課関係)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(健康福祉部医薬食品・衛生課関係)</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この項中「法」という。)および福井県食品衛生条例(昭和三十六年福井県条例第十九号。以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)を「施行令」、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)を「施行規則」、食品衛生法施行条例(平成十二年条例第十号)を「施行条例」、食品衛生法施行細則(昭和四十五年福井県規則第一号)を「施行細則」という。</p> <p>1 法第八条第一項の規定に基づき、指定成分等含有食品を取り扱う営業者から健康被害情報の届出</p>	<p>(健康福祉部保健予防課関係)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(健康福祉部医薬食品・衛生課関係)</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この項中「法」という。)および福井県食品衛生条例(昭和三十六年福井県条例第十九号。以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)を「施行令」、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)を「施行規則」、食品衛生法施行条例(平成十二年条例第十号)を「施行条例」、食品衛生法施行細則(昭和四十五年福井県規則第一号)を「施行細則」という。</p>		

を受理すること。

- 2| (略)
- 3| (略)
- 4| (略)
- 5| (略)
- 6| (略)
- 7| (略)
- 8| (略)
- 9| (略)
- 10| (略)
- 11| (略)
- 12| (略)
- 13| (略)
- 14| 施行細則第十一条第一項の規定に基づき、飲食店営業、喫茶店営業、食肉処理業または食肉販売業の営業種目の変更の届出を受理すること。

- 15| (略)
- 16| (略)
- 17| (略)
- 18| (略)
- 19| (略)
- 20| (略)
- 21| (略)

二十五(略) 二十一 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下この項中「法」という。)

の施行に関する事務 この項中動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)を「施行規則」という。

1 法第十条第一項および第十一条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業の登録をし、およびその旨を通知すること。

- 1| (略)
- 2| (略)
- 3| (略)
- 4| (略)
- 5| (略)
- 6| (略)
- 7| (略)
- 8| (略)
- 9| (略)
- 10| (略)
- 11| (略)
- 12| (略)
- 13| 施行細則第十一条第一項の規定に基づき、飲食店営業または喫茶店営業の営業種目の変更の届出を受理すること。

- 14| (略)
- 15| (略)
- 16| (略)
- 17| (略)
- 18| (略)
- 19| (略)
- 20| (略)

二十五(略) 二十一 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下この項中「法」という。)

の施行に関する事務 この項中動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)を「施行規則」という。

1 法第十条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業の登録をすること。

- 2| (略)
- 3 法第十三条第一項および同条第二項において準用する法第十一条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録の更新をし、およびその旨を通知すること。
- 4 法第十三条第二項において準用する法第十二条の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録の更新を拒否し、およびその旨を通知すること。
- 5・6 (略)
- 7 法第十四条第四項において準用する法第十一条の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録に係る事項の変更の登録をし、およびその旨を通知すること。
- 8 法第十四条第四項において準用する法第十二条の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録に係る事項の変更を拒否し、およびその旨を通知すること。
- 9| (略)
- 10| 法第十六条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者からの廃業等の届出を受理すること。
- 11| (略)
- 12 法第十九条第一項および同条第二項において準用する法第十二条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録を取り消し、または期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命じ、およびその旨を通知すること。
- 13 法第二十一条の五第二項の規定に基づき、動物販売業者等からの動物の種類ごとの数等の届出を受理すること。
- 14 法第二十二条の六の規定に基づき、犬猫等販売業者に対し、獣医師による検案を受け、犬猫等の

- 2 法第十一条第二項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録の通知をすること。
- 3| (略)
- 4 法第十三条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録の更新をすること。
- 5・6 (略)
- 7| (略)
- 8| 法第十六条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者からの死亡等の届出を受理すること。
- 9| (略)
- 10 法第十九条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録を取り消し、または期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命ずること。
- 11| 法第二十二条の六第二項の規定に基づき、犬猫等販売業者からの犬猫等の種類ごとの数等の届出を受理すること。
- 12 法第二十二条の六第三項の規定に基づき、犬猫等販売業者に対し、獣医師による検案を受け、犬

検案書または死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

15 法第二十三条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

16 (略)

17 法第二十三条第四項の規定に基づき、勧告を受けた第一種動物取扱業者または犬猫等販売業者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

18 (略)

19 法第二十四条の二第一項の規定に基づき、登録がその効力を失い、または登録を取り消された第一種動物取扱業者に対し、期限を定めて、動物の健康および安全が害されることならびに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすること。

20 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた第一種動物取扱業者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

21 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、登録がその効力を失い、または登録を取り消された第一種動物取扱業者に対し、報告を求め、または職員に、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

22 法第二十四条の二の規定に基づき、第二種動物取扱業の届出を受理すること。

23 (略)

24 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の規定に基づき、第二種動物取扱業者からの廃業等の届出を受理すること。

猫等の検案書または死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

13 法第二十三条第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対し、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

14 (略)

15 法第二十三条第三項の規定に基づき、勧告を受けた第一種動物取扱業者または犬猫等販売業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

16 (略)

17 法第二十四条の二の規定に基づき、第二種動物取扱業の届出を受理すること。

18 (略)

19 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の規定に基づき、第二種動物取扱業者からの死亡等の届出を受理すること。

- 25 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十三条第一項の規定に基づき、第二種動物取扱業者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。
- 26 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十三条第四項の規定に基づき、勧告を受けた第二種動物取扱業者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 27 法第二十四条の四第一項において準用する法第二十四条第一項の規定に基づき、第二種動物取扱業者に対し、報告を求め、または職員に、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。
- 28 法第二十五条第一項の規定に基づき、周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導または助言をすること。
- 29 法第二十五条第二項の規定に基づき、周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 30 法第二十五条第三項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 31 法第二十五条第四項の規定に基づき、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、必要な措置を取るべきことを命じ、または勧告すること。
- 32 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養または保管をしている者に対し、報告を求め、または職員に、動物の飼養もしくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設等を検査させること。
- 33 法第二十五条第七項の規定に基づき、市町の長
- 20 法第二十四条の四において準用する法第二十三条第一項の規定に基づき、第二種動物取扱業者に対し、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。
- 21 法第二十四条の四において準用する法第二十三条第三項の規定に基づき、勧告を受けた第二種動物取扱業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 22 法第二十四条の四において準用する法第二十四条第一項の規定に基づき、第二種動物取扱業者に対し、報告を求め、または職員に、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。
- 23 法第二十五条第一項の規定に基づき、周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 24 法第二十五条第二項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 25 法第二十五条第三項の規定に基づき、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、必要な措置を取るべきことを命じ、または勧告すること。

に対し、同条第二項から第五項までの規定による  
勧告、命令、報告の徴収または立入検査に関し、  
必要な協力を求めること。

34 (略)  
35 (略)  
36 (略)

37 法第二十八条第二項において準用する法第二十  
七条第二項の規定に基づき、特定動物の飼養また  
は保管の許可に係る事項の変更の許可に条件を付  
すること。

38 (略)  
39 法第二十九条の規定に基づき、特定動物の飼養  
または保管の許可を取り消すこと。

40 (略)  
41 (略)  
42 法第四十一条の二の規定に基づき、獣医師から  
の通報を受理すること。

43 施行規則第二条第三項の規定に基づき、第一種  
動物取扱業の登録の申請をした者に対し、必要と  
認める書類の提出を求めること。

44 (略)  
45 (略)  
46 (略)  
47 (略)

48 施行規則第四条第三項の規定に基づき、第一種  
動物取扱業の更新期間前の登録の更新すること

49 施行規則第五条第六項の規定に基づき、第一種  
動物取扱業の登録事項の変更等の届出をした者に  
対し、必要と認める書類の提出を求めること。

50 (略)  
51 施行規則第十条の六第三項の規定に基づき、第  
二種動物取扱業の届出をした者に対し、必要と認

26 (略)  
27 (略)  
28 (略)

29 (略)  
30 法第二十九条第一項の規定に基づき、特定動物  
の飼養または保管の許可を取り消すこと。

31 (略)  
32 (略)

33 (略)  
34 (略)  
35 (略)  
36 (略)

37 (略)

- める書類の提出を求めること。
- 52 施行規則第十三条第十一号の規定に基づき、特定動物の管轄区域外における飼養または保管の通知を受理すること。
- 53 施行規則第十五条第三項の規定に基づき、特定動物の飼養または保管の許可の申請をした者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。
- 54 (略)
- 55 (略)
- 56 (略)
- 57 (略)
- 58 (略)
- 59 施行規則第十七条第一項第一号ロおよびハの規定に基づき、認定をすること。
- 60 施行規則第十八条第三項の規定に基づき、特定動物の飼養または保管の許可事項の変更の許可の申請をした者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。
- 61 施行規則第十八条第五項において準用する施行規則第十五条第五項の規定に基づき、特定動物の飼養または保管の変更に係る許可証を交付すること。
- 62 施行規則第十八条第五項において準用する施行規則第十五条第六項の規定に基づき、特定動物の飼養または保管の変更に係る許可証を再交付すること。
- 63 施行規則第十八条第五項において準用する施行規則第十五条第八項の規定に基づき、特定動物の飼養または保管の変更に係る許可証の亡失の届出を受理すること。
- 64 施行規則第十八条第五項において準用する施行規則第十五条第九項の規定に基づき、返納に係る特定動物の飼養または保管の変更に係る許可証を

43 42 41 40 39  
 (略) (略) (略) (略) (略)

38 施行規則第十三条第十号の規定に基づき、特定動物の管轄区域外における飼養または保管の通知を受理すること。



この規則は、令和二年六月一日から施行する。

附 則

(略)	総合福祉相談所長	
(略)	(略)	65 受理すること。 二十二〜二十五 (略)
(略)	総合福祉相談所長	
(略)	(略)	44 二十二〜二十五 (略)

# 告 示

## 福井県告示第212号

公印の改刻および廃止をしたので、福井県公印規則（昭和33年福井県規則第52号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

改刻した公印

使用開始年月日 令和2年6月1日

規格 方2.1センチメートル

印影 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館長印



廃止した公印

廃止年月日 令和2年6月1日

規格 方2.1センチメートル

印影 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館長印



## 福井県告示第213号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、令和2年3月に収去した特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者もしくは販売業者または表示者	届出名 (商品名)	検査の結果					備考
			全窒素 (%)	全りん酸 (%)	全加里 (%)	炭素窒素 比	水分 (%)	
たい肥	藤尾 逸人	ふじおバワー堆肥	1.6	0.8	1.0	23	57.1	

たい肥	前田 重信	まえちゃんの堆肥	1.7	2.2	2.7	2.5	64.5		
-----	-------	----------	-----	-----	-----	-----	------	--	--

分析値は現物当たりの数値である。

**福井県告示第214号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井足羽土地改良区	令和2年5月14日
足羽酒生土地改良区	令和2年5月15日
九頭竜川左岸用水土地改良区	令和2年5月15日

**福井県告示第215号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
勝山市土地改良区	令和2年5月8日
大野市土地改良区	令和2年5月8日
大野東部土地改良区	令和2年5月8日

**福井県告示第216号**

主要地方道勝山丸岡線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和2年5月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)

主要地方道 勝山丸岡線	新	勝山市荒土町松ヶ崎3 字滝ヶ原17番2から 勝山市荒土町松ヶ崎3 字滝ヶ原5番1まで	12.4 ～ 129.1	104.0
	旧	勝山市荒土町松ヶ崎3 字滝ヶ原17番2から 勝山市荒土町松ヶ崎3 字滝ヶ原5番4まで	12.1 ～ 33.7	104.0

福井県告示第217号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	区 間
一般国道	158号	大野市藤生135字船頭7番2から大野市藤生135字船頭12までの上り線および下り線

福井県告示第218号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

吉崎第2地区急傾斜地崩壊危険区域

市町	字	地番																			
あわら市	吉崎																				
	一丁目	3の1部	4の1部	14の1部	420の1部	501の1部	503の1部	504-1の1部	504-2の1部	505の1部	506の1部	507の1部	508の1部	509の1部	510の1部	511の1部	512-1の1部	512-2の1部	621の1部	622の1部	623の1部
		12字南春日ノ上	31	32	33	34の1部	35	43	44	45	6										

福井県告示第219号

水防警報を行う河川の指定（平成17年告示第538号）の一部を次のように改正し、令和2年5月26日から施行する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

- 「九頭竜川（左岸） 下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで」を
- 「九頭竜川（右岸） 勝山市下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで」に改め、
- 「足羽川（左岸） 福井市蔵向橋から日野川合流点まで」を
- 「足羽川（右岸） 福井市蔵向橋から日野川合流点まで」に改め、
- 「足羽川（左岸） 池田町常安橋から池田町持越橋まで、福井市蔵向橋から日野川合流点まで」を
- 「南川（左岸） 小浜市中井五両森35字1-1以下日本海に至る」に改め、
- 「南川（右岸） 小浜市中井平野下30字30番以下日本海に至る」に改め、
- 「荒川（左岸） 吉田郡永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで」を
- 「荒川（右岸） 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1」に改め、
- 「荒川（左岸） 吉田郡永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで」に改め、
- 「荒川（右岸） 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで」を
- 「赤根川（左岸） 飯降谷川合流点から清滝川合流点まで」に改め、
- 「赤根川（右岸） 大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで」に改め、
- 「浅水川（左岸） 鯖江市石切橋から日野川合流点まで」を
- 「浅水川（右岸） 福井市石切橋」

を			
「浅水川 に改め、	(左岸) 鯖江市 石切橋から日野川合流点まで (右岸) 福井市 石切橋から日野川合流点まで		」
「耳川	(左岸) 三方郡美浜町中寺19号字石田27—38以下日本海に至る (右岸) 三方郡美浜町中寺2号字欠貢4—2		」
を			
「耳川 に改め、	(左岸) 三方郡美浜町中寺19号字石田27—38以下日本海に至る (右岸) 三方郡美浜町中寺2号字欠貢4—2以下日本海に至る		」
「はす川	(左岸) 三方上中郡若狭町倉見2号辻が鼻19—2から三方湖に至る (右岸) 三方上中郡若狭町成願寺9号細ヶ前25—1		」
を			
「はす川 に改め、	(左岸) 三方上中郡若狭町倉見2号辻が鼻19—2から三方湖に至る (右岸) 三方上中郡若狭町成願寺9号細ヶ前25—1から三方湖に至る		」
「佐分利川	(左岸) 田井谷川合流点から日本海まで (右岸)		」
を			
「佐分利川 に改め、	(左岸) 大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで (右岸)		」
「江端川	(左岸) 福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで (右岸) 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先		」
を			
「江端川 に改め、同項の次に次の1項を加える。	(左岸) 福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで (右岸) 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで		」
井の口川	(左岸) 敦賀市三味練川合流点から日本海まで (右岸)		

## コ 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年5月26日	福井県知事 杉本 達治
1 申請のあった年月日	令和2年5月12日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等	(1) 名称 特定非営利活動法人ともに
	(2) 代表者の氏名 南部 尚文
	(3) 主たる事務所の所在地 福井県福井市
	(4) 定款に記載された目的 この法人は、よりよい生き方を願い、地域で生活する介護・援助が必要な高齢者、障害者、児童、その家族に対して、その人らしい生活がおくれるよう、福祉に関する事業を行い、安心して暮らせる地域社会に寄与することを目的とする。
3 縦覧に供する期間および場所	(1) 縦覧に供する期間 令和2年5月12日から令和2年6月11日まで
	(2) 縦覧に供する場所 福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県民活動・ボランティアセンター内
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。	
令和2年5月26日	福井県知事 杉本 達治
1 申請のあった年月日	令和2年5月15日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等	(1) 名称 特定非営利活動法人森林楽校・森んこ
	(2) 代表者の氏名 萩原 茂男
	(3) 主たる事務所の所在地 福井県大飯郡おおい町名田庄中第29号10番地の5
	(4) 定款に記載された目的

この法人は、大人から子どもまで幅広い人々に対して、森林体験活動を通して、森林の大切さを伝えるとともに、専門的な指導者の養成を行い、森林文化と森林ビジネスの普及に努め、持続可能な森林育成・山村づくりに寄与することを目的とする。

### 3 縦覧に供する期間および場所

#### (1) 縦覧に供する期間

令和2年5月15日から令和2年6月14日まで

#### (2) 縦覧に供する場所

福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 調達をする業務の名称および数量

エンドポイントマネジメントシステム導入およびライセンス提供・保守業務 一式

#### (2) 業務の様式等

入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。

#### (3) 契約期間

令和2年7月15日から令和7年3月31日まで（長期継続契約）

この場合に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

#### (4) 履行場所

入札説明書等による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISM S認証基準（Ver2.0）またはJIS Q 27001（ISO/IEC 27001）の基準に適合することの認証を受けていること。

(6) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

### 4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者）にあっては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 申請書の提出期間

令和2年5月26日（火）9時から令和2年6月15日（月）17時まで

#### (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者



電子入札システムを使用して送信すること。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者  
提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和2年7月6日(月) 9時から令和2年7月7日(火) 16時まで

(3) 開札日時

令和2年7月8日(水) 10時

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびに

この入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県地域戦略部統計情報課ICT戦略室

電話 0776-20-0267

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。  
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Endpoint management system implementation, license provision, maintenance

(2) Date, time of bidding

9:00A.M. 6th July 2020 - 4:00P.M. 7th July 2020

(3) Period of contract

Date of the contract to 31st March 2025

(4) The place for delivery and contact for notice

Statistics and information division, Department of regional strategy, Fukui prefectural 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.  
Tel 0776-20-0267

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により永平寺町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハニーAREN A福大病院前店・ウエルシア福大病院前店

福井県吉田郡永平寺町松岡下合月22字10番 外3筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社中吉商店

代表取締役 中村 吉秀

福井県勝山市本町一丁目3番30号

3 聴取した意見の概要

【廃棄物等の保管について】

- ・ 施設については、保管した廃棄物等が屋外に飛散・流出等しないように対処すること。

【周辺への騒音対策について】

- ・ 店舗から発生する騒音については、早朝や深夜における車両の出入りや荷さばきなどの作業音が周辺に支障ないように対処すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課
- (2) 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地  
永平寺町商工観光課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

河合二日市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年4月15日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	古市 英治	福井市二日市町41-80
理事	五十嵐清美	福井市二日市町28-48
理事	磯田 祐治	福井市二日市町35-33
理事	寺井 直大	福井市二日市町28-45
理事	大坂 幸雄	福井市二日市町28-47
監事	寺井 和治	福井市二日市町36-3
監事	寺井 道博	福井市二日市町36-6

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	杉田 敏和	福井市波寄町9-37
理事	長谷川忠夫	福井市波寄町16-24
理事	水島 雅禧	福井市水切町35-68
理事	山内 行雄	福井市木下町3-6
理事	田端 秀雄	福井市小野町14-54
理事	浅川 健次	福井市小幡町9-3甲
理事	山脇 儀平	福井市浜島町7-46
理事	小林 秀嗣	福井市白方町10-25
理事	石丸治左衛門	坂井市三国町米納津6-111
理事	道辻 保	福井市布施田町18-7
理事	富澤 寛	福井市黒丸城町14-8
理事	齊藤 光雄	福井市内山梨子町3-6
理事	中垣内一夫	福井市江上町38-11
理事	谷口 傳作	福井市御所垣内町11-6
理事	西岡 得雄	福井市砂子田町18-13
理事	宮本伊佐央	坂井市三国町西野中23-5
理事	秋山 利一	坂井市三国町山岸22-13
理事	毛利 告	坂井市三国町下野57-1
監事	佐藤興右衛門	福井市波寄町11-12
監事	堂徳 正昭	福井市小幡町10-69-1
監事	大島 文治	坂井市三国町横越6-27

河合二日市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年4月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	古市 英治	福井市二日市町41-80
理事	五十嵐清美	福井市二日市町28-48
理事	磯田 祐治	福井市二日市町35-33
理事	寺井 直大	福井市二日市町28-45
理事	寺井 和治	福井市二日市町36-3
監事	寺井 道博	福井市二日市町36-6



監事 寺井 明広 福井市二日市町30-9-1

九頭竜川左岸用水土改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	丸池 正博	福井市波寄町16-2
理事	五十嵐健次	福井市波寄町9-41
理事	鈴木 薫	福井市菖蒲谷町10-33-1
理事	山内 行雄	福井市木下町3-6
理事	田端 秀雄	福井市小野町14-54
理事	浅川 健次	福井市小幡町9-3甲
理事	朝山 恭徳	福井市深坂町15-11
理事	船谷 重則	福井市白方町13-2
理事	村上佐エ門	坂井市三国町米納津24-4
理事	道辻 保	福井市布施田町18-7
理事	浅井 一男	福井市三宅町21-5
理事	齊藤 光雄	福井市内山梨子町3-6
理事	中垣内一夫	福井市江上町38-11
理事	片川 秀則	福井市島山梨子町17-32
理事	西岡 得雄	福井市砂子田町18-13
理事	矢原 忠則	坂井市三国町横越6-10
理事	宮本伊佐央	坂井市三国町西野中23-5
理事	毛利 孝治	坂井市三国町下野35-48
監事	佐藤奥右衛門	福井市波寄町11-12
監事	北村 洋一	福井市江上町42-3
監事	岩倉 高広	坂井市三国町山岸22-42
監事	木原 俊悟	坂井市三国町黒目18-22-1

勝山市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年3月30日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏名 住所

理事 西村 誠一 勝山市野向町深谷12-2-1  
監事 南 都志男 勝山市平泉寺町岩ヶ野8-23

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名  
小浜東部地区
- 2 土地改良事業の名称  
県営土地改良事業（小浜東部地区 農業用排水施設（中山間地域総合整備）事業）
- 3 工事が完了年月日  
令和2年3月27日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和2年5月13日に国土交通省近畿地方整備局より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年5月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
国土交通省近畿地方整備局
- 2 作業の種類  
公共測量（数値撮影（デジタル）、数値地形図作成）
- 3 作業の期間  
令和2年3月14日から令和2年9月30日まで
- 4 作業の地域  
（自）福井県あわら市笹岡地先  
（至）福井県坂井市丸岡町玄女地先

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

## 福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成31年4月1日	奥島光晴後援会	宮原 義典	代表者	宮原 義典	虎尾 宜治
令和元年6月25日	福井県社会福祉政治連盟	小藤 幸男	代表者	小藤 幸男	清川 忠

## 福井県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

## 福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和2年5月11日	拓風会	山本 一雄

## 福井県選挙管理委員会告示第32号

福井市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

## 福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名	施設の所在地	取消年月日
福井市清水社会福祉センター	福井市小羽町27-10	令和2年3月19日

**公安委員会規則**

猟銃等講習会の実施に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和二年五月二十六日

## 福井県公安委員会

委員長 野口 正人

## 福井県公安委員会規則第五号

猟銃等講習会の実施に関する規則を廃止する規則

猟銃等講習会の実施に関する規則（昭和四十一年福井県公安委員会規則第六号）は、廃

止する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。